

マレーシア入国管理局による入国地点での活動制限令の履行のためのガイドライン
に関する報道声明

2020年3月20日

2020年3月18日から2020年3月31日まで全国に活動制限令を発令するとの首相の決定に従い、マレーシア入国管理局はマレーシア国民及び永住者の全ての海外渡航の包括的制限及び全ての外国人渡航者の入国規制を以下のとおり導入した：

1. 国外から帰国するマレーシア国民及び永住者は入国が認められ、健康診断及び14日間の自主隔離を行う必要がある。
2. マレーシア国民及び永住者によるソーシャルビジットを目的とした国外渡航は、以下を除き認められない：
 - i. 第三国における長期滞在パス保有者による、2020年3月31日以前に再入国しないことを条件とした出国。出国審査での確認のため、有力な文書又は証拠が必要。
 - ii. 在外公館に勤務するマレーシア人外交官。
3. 一時就労パス、就労パス（駐在者 [Expatriate] パス）、学生パス、（長期滞在パス保有者の）扶養家族 [Dependent] パス及び長期ソーシャルビジットパス（MM2H）保有者を含む、全ての外国人の入国は認められない。活動制限令期間中にパスが失効し、その際にパス保有者が国外にいた場合は、活動制限令解除から3か月以内にマレーシアに入国することが認められ、マレーシア入国日から30日以内にパスを更新する必要がある。例外は以下のとおり：
 - i. マレーシア国民の配偶者及び子供は、長期ソーシャルビジットパス（配偶者の場合）及び扶養家族パスを保有していること及び14日間の隔離を行うことを条件として入国が認められる。
 - ii. マレーシアに勤務する外国人外交官は、入国を認められ、14日間の隔離を受ける。外交官の配偶者又は家族が外交官と共にマレーシアに入国することを希望する場合は、扶養家族パスを保有している必要がある。
 - iii. 必要不可欠なサービス（場合による）に従事する駐在者パス保有者は、入国管理局長の事前同意を必要とし、14日間の隔離を受ける。同意はマレーシアへ出発する前に得る必要がある。
4. マレーシア国内に滞在中の、一時就労パス、就労パス（駐在者パス）、学生パス、（長期滞在パス保有者の）扶養家族パス及び長期ソーシャルビジットパス（MM2H）等の短期及び長期ソーシャルビジットパスを保有する外国人について、もし活動制限令期間中に

パスが失効する場合は以下のとおり。

- i. 自国への帰国は（パスを）更新することなく認められる。
- ii. （マレーシアに留まる場合のパスの）延長又は更新は、活動制限令解除後14日以内に行わなければならない。
- iii. 自国への帰国又はトランジット国への渡航を希望するが、渡航先国の許可を得ていない又は航空便が運航していない場合は、活動制限令の解除後ただちに特別パス（Special Pass）を申請しなければならない。
* 注：パラグラフ4は、有効期間内の有効な渡航文書を有する外国人に対してのみ適用される。

5. 外国人渡航者はマレーシアからの出国が認められ、制限令が有効な間は再入国が認められない。
6. マレー半島からサバ州及びサラワク州への移動並びにその逆は、現行法及び関係当局による指令に従って行う。
7. マレーシア・ブルネイ間国境のみを通過するマレーシア国民及び永住者は、州当局の現行の指示に基づく形での出入国が認められる。
8. 必要不可欠なサービスに関連した物品又は商品を運搬する目的で大型車を運転するマレーシア国民、永住者又は外国人は、出入国が認められ、健康診断を受ける必要がある。ただし、そうした物品の運搬は他の関係当局による現行の指令に従う。
9. Padang Besar、Woodland Train Check Point（WTCP）及びJohor Bahru Sentralにおいて鉄道サービスを利用するマレーシア国民及び永住者は、マレーシアへの入国のみ認められる。

ハムザ・ビン・ザイヌディン

内務大臣

プトラジャヤ

本記者発表に関する更なる情報については、広報局（Bahagian Komunikasi Korporat）03-8886 8524/8525 までお問合せいただきたい。